

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	地 域 環 境 課
◎ 告 示	
・管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定	生 活 衛 生 課
・救急病院の認定	医 療 政 策 課
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（2件）	漁 業 振 興 課
・海岸保全区域の廃止	農 村 整 備 課
・保安林の指定（4件）	林 政 課
・保安林の指定の解除	"
・保安林の指定の予定	"
・諫早市テニス場の事務の委託に関する規約	道 路 維 持 課
・道路の区域変更	"
・道路の供用開始（3件）	"
・海岸保全区域の指定	港 湾 課
・港湾隣接地域の指定	"
・港湾隣接地域の廃止	"
・公有水面埋立ての免許（2件）	"
・指定管理者の指定	住 宅 課
・一般競争入札の参加者の資格等	物 品 管 理 室
◎ 公 告	
・測量の終了（2件）	建 設 企 画 課
・一般競争入札の実施	物 品 管 理 室
◎ 公安委員会告示	
・警備員等に対する検定の実施	生 活 環 境 課
◎ 選挙管理委員会告示	
○長崎県選挙関係事務執行規程の一部改正	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 室
◎ 正 誤	
・令和2年9月18日付け長崎県公報第10955号中	漁 港 漁 場 課
・令和3年1月8日付け長崎県公報第10984号中	道 路 維 持 課

規 則

長崎県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月22日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第4号

長崎県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則
長崎県環境影響評価条例施行規則（平成26年長崎県規則第9号）の一部を次のように改正する。
様式第1号から様式第23号まで及び様式第25号中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示**長崎県告示第53号**

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項に規定する講習会を次のとおり指定した。

令和3年1月22日

長崎県知事 中村 法道

- 講習会の名称
管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会
- 主催者の名称及び住所
名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
住 所 東京都江東区有明3丁目7番26号
- 講習日程及び講習科目
日 程 令和3年6月21日、同年6月28日、同年7月5日
科 目 公衆衛生
理容所の衛生管理又は美容所の衛生管理
- 講習会場の所在地及び名称
名 称 長崎県勤労福祉会館
所在地 長崎市桜町9番6号
- 受講予定人員
理容10名
美容50名
- 受講料
16,000円
- 指定をした日
令和3年1月8日

長崎県告示第54号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、次のとおり救急病院として認定した。

令和3年1月22日

長崎県知事 中村 法道

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
日本赤十字社 長崎原爆病院	長崎市茂里町3番15号	令和3年2月1日	令和6年1月31日
ながさきハートクリニック	長崎市恵美須町4番1号	令和3年1月23日	令和6年1月22日

医療法人雄人会 三川内病院	佐世保市三川内本町290	令和3年2月1日	令和6年1月31日
---------------	--------------	----------	-----------

長崎県告示第55号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年1月22日

長崎県知事 中村 法道

加入区

岐宿町加入区

長崎県告示第56号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年1月22日

長崎県知事 中村 法道

加入区

美津島町東海加入区

長崎県告示第57号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第4項の規定に基づき、次の海岸保全区域の指定を廃止する。

令和3年1月22日

長崎県知事 中村 法道

平成31年2月5日付長崎県告示第63号で指定した対馬沿岸厳原海岸豆敷地区海岸西表地先海岸に係る海岸保全区域

長崎県告示第58号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年1月22日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林の所在場所
南島原市西有家町見岳字赤迫2108
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第59号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年1月22日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林の所在場所
南島原市西有家町龍石字上中嶽366、375、字岩下1028
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第60号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年1月22日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林の所在場所
西海市大瀬戸町多良外郷字猿河1156の1（次の図に示す部分に限る。）、字唐人ヶ水2002
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び西海市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第61号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年1月22日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林の所在場所
南松浦郡新上五島町奈摩郷字干鯛場1221の4（次の図に示す部分に限る。）、1221の1から1221の3まで、1221の5、字泊ノ内1231の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第62号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年1月22日

長崎県知事 中村 法道

- 1 解除に係る保安林の所在場所
諫早市高来町善住寺字大山1106の48・1106の49（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び諫早市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第63号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年1月22日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所
五島市奈留町船廻字大窄205の2、字矢神平256の1、258の2、272、272の2、274、276、277、字矢神家ノ上279の1・299（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、280の2、281、282の1、283、284、286の1から286の4まで、287の1、288の1、288の2、289、290、291の1から291の5まで、292、295の1から295の3まで、296の2、297の2、298、305の3、字小浦385の1、385の6
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字矢神平272、272の2、字矢神家ノ上299（次の図に示す部分に限る。）、279の1、280の2、281、282の1、305の3
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、次の規約により諫早市テニスコートの事務を受託する。

令和3年1月22日

長崎県知事 中村 法道

諫早市テニスコートの事務の委託に関する規約

（委託の範囲）

第1条 諫早市は、諫早市テニスコート（以下「テニスコート」という。）に係る次に掲げる事務の管理及び執行を長崎県に委託する。

- (1) テニスコートの利用に関する事務
- (2) テニスコートに係る都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条の規定による占用の許可に関する事務
- (3) テニスコートにおける長崎県立都市公園条例（昭和35年長崎県条例第39号）第3条の規定による行為の制限に関する事務
- (4) テニスコートの管理運営に関する事務

- (5) テニス場の維持保全に関する事務
- (6) その他前各号に附帯する事務
(管理及び執行の方法)

第2条 長崎県が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、都市公園法及び長崎県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

- 2 前項の規定により委託事務の管理及び執行を行うにあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて長崎県知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることを妨げないものとする。

(協議)

第3条 長崎県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ諫早市長と協議するものとする。

- (1) テニス場の全部又は一部の供用を休止しようとするとき。
- (2) テニス場の修繕又は施設等の形質の変更をしようとするとき。
- (3) 委託事務の管理及び執行について適用される長崎県の条例等を制定又は改廃しようとするとき。
- (4) 法第244条の2第9項の規定による利用料金の承認をしようとするとき。

(経費の負担)

第4条 諫早市は、委託事務に関する委託料は支払わないものとし、委託事務の管理及び執行に要する経費は、長崎県の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、テニス場の維持保全に要する経費の負担については、長崎県知事と諫早市長が別途協議して定めるものとする。

(使用料等の収入)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料等の収入は、全て長崎県の収入とする。ただし、長崎県が法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定する場合にあつては、同条第8項の規定による利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるものとする。

(報告)

第6条 長崎県知事は、諫早市長に対し、毎年度終了後に委託事務報告書を提出するものとする。

- 2 長崎県知事は、天災その他の事由により、テニス場の施設等が滅失し、荒廃し、毀損し、又はそれらのおそれを見したときは、直ちに諫早市長に通知し、両者協議の上、対策を講ずるものとする。

(損害賠償)

第7条 長崎県知事が善良な管理者の注意を怠り、テニス場の施設等を滅失し、又は毀損したときは、長崎県知事は、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事由によるものと認められる場合は、この限りでない。

(連絡会議)

第8条 長崎県知事又は諫早市長は、委託事務の管理及び執行について相互の連絡調整を図るため、連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第9条 長崎県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される長崎県の条例等を制定又は改廃した場合は、直ちに諫早市長に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知があつたときは、諫早市長は、直ちに当該条例等を公表するものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、長崎県知事と諫早市長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、長崎県知事がこれを決算する。この場合において、当該決算に伴い剰余金又は不足金が生じたときは、この処理について長崎県知事と諫早市長とで協議するものとする。

長崎県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年1月22日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道
 路線名 251号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市有喜町438番8地先から 諫早市鶴田町45番1地先まで	前	16.1~19.7	157.7	
	後	16.3~47.2	157.7	

長崎県告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年1月22日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	諫早市有喜町438番8地先から 諫早市鶴田町45番1地先まで	令和3年1月22日

長崎県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年1月22日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 389号	雲仙市国見町多比良丙字胡麻田1218番地先から 雲仙市国見町多比良戊字胡麻田179番2地先まで	令和3年1月22日

長崎県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年1月22日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 389号	雲仙市国見町多比良丙字中組724番地先から 雲仙市国見町多比良丙字中組724番地先まで	令和3年1月22日

長崎県告示第69号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域として次のとおり指定する。

なお、西彼杵沿岸池島港海岸池島地区海岸鏡が池地先海岸に係る海岸保全区域（昭和33年長崎県告示第170号）は、廃止する。関係図面は、長崎県土木部港湾課備付けの海岸保全区域台帳平面図のとおりである。

令和3年1月22日

長崎県知事 中村 法道

沿岸名	漁港名 港湾名 海岸	地区 海岸名 島名	地先 海岸名 島名	指定区域																																																																																																
西彼杵	池島港	池島	池島町	<p>次の基点1から基点4まで順次直線で結んだ線、基点4と補助点11を結んだ直線、補助点11と基点5を結んだ線、基点5から基点13まで順次直線で結んだ線、基点1と補助点1を結んだ直線、補助点1から補助点10まで順次直線で結んだ線及び基点13と補助点10を結んだ直線により囲まれた区域。</p> <p>基準点 長崎県長崎市池島町字鏡池200番28の地先護岸に設置された2級基準点（2-35） （北緯32度53分21.36秒、東経129度36分24.57秒） 以下「基準点」という。</p> <p>陸域の標示</p> <table border="1"> <tr><td>基点1</td><td>基準点から</td><td>200度00分</td><td>427mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点2</td><td>基点1から</td><td>82度00分</td><td>48mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点3</td><td>基点2から</td><td>28度20分</td><td>147mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点4</td><td>基点3から</td><td>262度10分</td><td>47mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点5</td><td>基点4から</td><td>13度30分</td><td>156mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点6</td><td>基点5から</td><td>2度30分</td><td>158mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点7</td><td>基点6から</td><td>276度10分</td><td>54mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点8</td><td>基点7から</td><td>252度00分</td><td>78mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点9</td><td>基点8から</td><td>276度10分</td><td>101mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点10</td><td>基点9から</td><td>255度00分</td><td>99mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点11</td><td>基点10から</td><td>217度20分</td><td>156mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点12</td><td>基点11から</td><td>332度49分</td><td>82mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点13</td><td>基点12から</td><td>39度20分</td><td>211mの標示杭</td></tr> </table> <p>水域の標示</p> <table border="1"> <tr><td>補助点1</td><td>基点1から</td><td>353度10分</td><td>83mの地点</td></tr> <tr><td>補助点2</td><td>基点2から</td><td>169度10分</td><td>76mの地点</td></tr> <tr><td>補助点3</td><td>基点3から</td><td>74度40分</td><td>78mの地点</td></tr> <tr><td>補助点4</td><td>基点3から</td><td>30度50分</td><td>38mの地点</td></tr> <tr><td>補助点5</td><td>基点5から</td><td>135度00分</td><td>70mの地点</td></tr> <tr><td>補助点6</td><td>基点5から</td><td>80度40分</td><td>89mの地点</td></tr> <tr><td>補助点7</td><td>基点6から</td><td>93度20分</td><td>110mの地点</td></tr> <tr><td>補助点8</td><td>基点6から</td><td>50度50分</td><td>94mの地点</td></tr> <tr><td>補助点9</td><td>基点7から</td><td>345度10分</td><td>71mの地点</td></tr> <tr><td>補助点10</td><td>基点8から</td><td>357度20分</td><td>74mの地点</td></tr> <tr><td>補助点11</td><td>基点4から</td><td>323度30分</td><td>77mの地点</td></tr> </table>	基点1	基準点から	200度00分	427mの標示杭	基点2	基点1から	82度00分	48mの標示杭	基点3	基点2から	28度20分	147mの標示杭	基点4	基点3から	262度10分	47mの標示杭	基点5	基点4から	13度30分	156mの標示杭	基点6	基点5から	2度30分	158mの標示杭	基点7	基点6から	276度10分	54mの標示杭	基点8	基点7から	252度00分	78mの標示杭	基点9	基点8から	276度10分	101mの標示杭	基点10	基点9から	255度00分	99mの標示杭	基点11	基点10から	217度20分	156mの標示杭	基点12	基点11から	332度49分	82mの標示杭	基点13	基点12から	39度20分	211mの標示杭	補助点1	基点1から	353度10分	83mの地点	補助点2	基点2から	169度10分	76mの地点	補助点3	基点3から	74度40分	78mの地点	補助点4	基点3から	30度50分	38mの地点	補助点5	基点5から	135度00分	70mの地点	補助点6	基点5から	80度40分	89mの地点	補助点7	基点6から	93度20分	110mの地点	補助点8	基点6から	50度50分	94mの地点	補助点9	基点7から	345度10分	71mの地点	補助点10	基点8から	357度20分	74mの地点	補助点11	基点4から	323度30分	77mの地点
基点1	基準点から	200度00分	427mの標示杭																																																																																																	
基点2	基点1から	82度00分	48mの標示杭																																																																																																	
基点3	基点2から	28度20分	147mの標示杭																																																																																																	
基点4	基点3から	262度10分	47mの標示杭																																																																																																	
基点5	基点4から	13度30分	156mの標示杭																																																																																																	
基点6	基点5から	2度30分	158mの標示杭																																																																																																	
基点7	基点6から	276度10分	54mの標示杭																																																																																																	
基点8	基点7から	252度00分	78mの標示杭																																																																																																	
基点9	基点8から	276度10分	101mの標示杭																																																																																																	
基点10	基点9から	255度00分	99mの標示杭																																																																																																	
基点11	基点10から	217度20分	156mの標示杭																																																																																																	
基点12	基点11から	332度49分	82mの標示杭																																																																																																	
基点13	基点12から	39度20分	211mの標示杭																																																																																																	
補助点1	基点1から	353度10分	83mの地点																																																																																																	
補助点2	基点2から	169度10分	76mの地点																																																																																																	
補助点3	基点3から	74度40分	78mの地点																																																																																																	
補助点4	基点3から	30度50分	38mの地点																																																																																																	
補助点5	基点5から	135度00分	70mの地点																																																																																																	
補助点6	基点5から	80度40分	89mの地点																																																																																																	
補助点7	基点6から	93度20分	110mの地点																																																																																																	
補助点8	基点6から	50度50分	94mの地点																																																																																																	
補助点9	基点7から	345度10分	71mの地点																																																																																																	
補助点10	基点8から	357度20分	74mの地点																																																																																																	
補助点11	基点4から	323度30分	77mの地点																																																																																																	

長崎県告示第70号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第1項の規定に基づき、港湾隣接地域を次のとおり指定する。

令和3年1月22日

池島港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 中村 法道

指定区域

池島港 池島地区

① 位置

長崎県長崎市池島町字後道217番8から長崎県長崎市池島町字池ノ端153番2に至る区域。

② 区域

次の基点1から基点4まで順次直線で結んだ線、基点1から173度91分に引いた線、基点4から323度30分に引いた線及び水際線により囲まれた区域。また、次の基点5から基点13まで順次直線で結んだ線、基点5から222度33分に引いた線、基点13から104度75分に引いた線及び水際線により囲まれた区域。

基準点

長崎県長崎市池島町字鏡池200番28の地先護岸に設置された2級基準点（2-35）

（北緯32度53分21.36秒、東経129度36分24.57秒）

以下「基準点」という。

基点1	基準点から	200度00分	427mの標示杭
基点2	基点1から	82度00分	48mの標示杭
基点3	基点2から	28度20分	147mの標示杭
基点4	基点3から	262度10分	47mの標示杭
基点5	基点4から	13度30分	156mの標示杭
基点6	基点5から	2度30分	158mの標示杭
基点7	基点6から	276度10分	54mの標示杭
基点8	基点7から	252度00分	78mの標示杭
基点9	基点8から	276度10分	101mの標示杭
基点10	基点9から	255度00分	99mの標示杭
基点11	基点10から	217度20分	156mの標示杭
基点12	基点11から	332度00分	82mの標示杭
基点13	基点12から	39度20分	211mの標示杭

長崎県告示第71号

港湾隣接地域の指定（昭和33年3月28日長崎県告示第170号）は、廃止する。

令和3年1月22日

池島港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

長崎県告示第72号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和3年1月22日

長崎県知事 中村 法道

1 埋立ての免許年月日

令和3年1月12日

2 埋立ての免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 五島市

所在地 長崎県五島市福江町1番1号

代表者の氏名 五島市長 野口 市太郎

代表者の住所 長崎県五島市福江町1番1号

3 埋立区域

ア 位置

1 工区 長崎県五島市平蔵町2057番9から2057番第2に至る地先公有水面

2 工区 長崎県五島市平蔵町1748番3から1748番2、1747番4、1747番5に至る地先公有水面

3 工区 長崎県五島市平蔵町1747番5から1747番4、1747番6、1691番9、1691番7に至る地先公有水面

4 工区 長崎県五島市平蔵町1683番7に隣接する里道から1686番4に至る地先公有水面

イ 区域

省略（出願時縦覧図書のとおり）

ウ 面積

- 1 工区 35.46平方メートル
 - 2 工区 45.08平方メートル
 - 3 工区 283.19平方メートル
 - 4 工区 44.52平方メートル
 - 合計 408.25平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
- ア 位置
 - 1 工区 長崎県五島市平蔵町2057番9、2057番第2、1747番5、1747番4、1748番1、1748番2、1748番3、1747番1、1747番6、1737番、1737番に隣接する里道、1736番、1734番、1735番、1691番6、1691番9、1691番7の各地内及び2057番9から1691番7に至る地先公有水面
 - 2 工区 長崎県五島市平蔵町1683番第5、1683番7、1683番4、1684番第1、1684番第2、1686番4、1686番1の各地内及び1683番第5に隣接する里道から1686番1に至る地先公有水面
 - イ 区域
省略（縦覧図書のとおり）
 - ウ 面積
 - 1 工区 4,681.52平方メートル
 - 2 工区 1,204.64平方メートル
 - 合計 5,886.16平方メートル
- 5 埋立地の用途
道路用地

長崎県告示第73号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和3年1月22日

玉ノ浦港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての免許年月日
令和3年1月12日
- 2 埋立ての免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名 称 長崎県
所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号
代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道
代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立区域
 - ア 位置
長崎県五島市玉之浦町玉之浦字白崎734番49、734番59から760番17に至る間の土地に接する白地の地先公有水面
 - イ 区域
省略（出願時縦覧図書のとおり）
 - ウ 面積
135.83平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 - ア 位置
長崎県五島市玉之浦町玉之浦字白崎734番49、734番59及び734番59から760番17に至る間の土地に隣接する白地並びに734番59及び734番59から760番17に至る間の土地に接する白地の地先公有水面
 - イ 区域
省略（出願時縦覧図書のとおり）
 - ウ 面積
2,945.95平方メートル
- 5 埋立地の用途

海岸保全施設用地

長崎県告示第74号

長崎県営住宅条例（平成9年長崎県条例第31号）第76条及び長崎県特定公共賃貸住宅条例（平成7年長崎県条例第25号）第32条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年1月22日

長崎県知事 中村 法道

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
県営住宅等 (長崎市、西彼杵郡長与町、西彼杵郡時津町)	長崎市元船町17番1号長崎県大波止ビル6階 長崎県住宅供給公社 理事長 田淵 和也	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
県営住宅等 (佐世保市)	長崎市元船町17番1号長崎県大波止ビル6階 長崎県住宅供給公社 理事長 田淵 和也	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
県営住宅等 (諫早市、大村市)	長崎市元船町17番1号長崎県大波止ビル6階 長崎県住宅供給公社 理事長 田淵 和也	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
県営住宅等 (西海市)	西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷2222番地 西海市 市長 杉澤 泰彦	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

長崎県告示第75号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年1月22日

長崎県知事 中村 法道

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

3入札第1号 全世帯広報誌【単価契約】 約501,000部／1回×12回発行

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和3年2月10日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買

入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和4年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和4年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県央県南広域環境組合管理者から公共測量（基準点測量及び水準測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年1月22日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
諫早市 福田町	令和2年12月21日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎振興局長崎港湾漁港事務所長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年1月22日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市 神ノ島町、小瀬戸町	令和2年12月21日

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

3入札第1号 全世帯広報誌【単価契約】 約501,000部／1回×12回発行

(2) 購入物品の特質等

仕様書のとおり

(3) 契約期間及び納入期間

契約期間：契約締結日から令和4年3月31日

納入期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日

(4) 納入場所及び条件

仕様書のとおり

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（単価）を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用しないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県出納局物品管理室

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和3年2月10日 17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上（<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>）において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

（提出場所）長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和3年3月4日 17時00分

8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

(期日) 令和3年3月5日 10時00分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和3年3月4日 17時00分(必着)

(提出先) 長崎県出納局物品管理室

(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額(契約単価に予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をいう。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(14)から(18)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。

(14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

(15) 代理人が入札したとき。

(16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。

- (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (18) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Publication(12times a year):All households public relations magazine
Number of copies : approximately 501,000
- (2) Delivery period:
From April 1, 2021 to March 31, 2022
- (3) Delivery place:
Nagasaki Prefectural Government Public Relations Division a total of 50 locations
- (4) Time-limit for tender by registered mail :
5:00 p.m. March 4, 2021
- (5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. March 5, 2021
- (6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第2号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年1月22日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

- 1 検定を行う警備業務の種別及び区分
雑踏警備業務1級
- 2 検定の日時、場所及び検定予定人員

- (1) 日時
令和3年4月22日（木）午前10時から午後5時までの間
- (2) 場所
長崎県西彼杵郡時津町野田郷62番地とぎつカナリーホール
- (3) 検定予定人員
20人
- 3 受検資格
受検資格は、長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - (2) 公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 4 検定試験内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 雑踏の整理に関すること。
 - エ 雑踏警備業務の管理に関すること。
 - オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 雑踏の整理に関すること。
 - イ 雑踏警備業務の管理に関すること。
 - ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (3) 検定の方法
検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
- 5 検定申請の手続
 - (1) 申請期間、申請先等

申 請 期 間	申請時間	申 請 先
令和3年1月25日（月）から同年2月3日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から 午後5時まで	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

- ※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。
- 検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。
- (2) 提出書類
 - ア 検定申請書 1通
 - イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - ㊦ 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通
 - ㊧ 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
 - b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通
 - ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通
 - エ 次に掲げるいずれかの書面 1通
 - ㊦ 3(1)の受検資格に該当する場合は、雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)に該当

する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）

(イ) 3(2)の受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により公安委員会が交付した書面
 オ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横
 の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

6 検定手数料

13,000円

検定申請時に長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

7 合格発表

本検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。

8 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、検定を中止する場合がある。

(2) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話095-820-0110
 内線3185）

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第1号

長崎県選挙関係事務執行規程（平成12年長崎県選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和3年1月22日

長崎県選挙管理委員会
 委員長 葺本 昭晴

第45号様式を次のように改める。

第45号様式（候補者等の政治活動事務所用立札看板の証票交付申請書の様式）（第66条関係）

証 票 交 付 申 請 書		何年何月何日
長崎県選挙管理委員会委員長 様	公職の候補者等の氏名 住 所 (電話) 職 業	
公職選挙法施行令第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請 します。		
記		
1 公職の種類		
2 証票交付申請枚数	枚	
3 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数		
備考 公職の候補者等本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合 にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の 候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。		
事 務 所 の 所 在 地	立札及び看板の類の枚数	
(注) 事務所の所在地は、番地・〇〇方まで詳細に記載すること。		

第46号様式を次のように改める。

第46号様式（後援団体の政治活動事務所用立札看板の証票交付申請書の様式）（第66条関係）

証 票 交 付 申 請 書

何年何月何日

長崎県選挙管理委員会委員長 様

後援団体の名称
代表者の氏名
主たる事務所の所在地
(電話)

公職選挙法施行令第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 推薦し、又は支持する公職の候補者等の氏名、住所、職業及び公職の種類
氏 名
住 所
(電話)
職 業
公職の種類

2 政治団体としての届出先

3 証票交付申請枚数 枚

4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数
備考 後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

事 務 所 の 所 在 地	立札及び看板の類の枚数

(注) 事務所の所在地は、番地・〇〇方まで詳細に記載すること。
.....

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の枚数は 枚です。

何年何月何日

公職の候補者等の氏名

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

正 誤

令和2年9月18日付け長崎県公報第10955号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
1556	23	(3) 面積 103.35平方メートル	(3) 面積 105.35平方メートル

令和3年1月8日付長崎県公報第10984号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
2146	23	18.5	18.3
2146	24	21.0	20.8

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話
直通表
(八二四)
二一
二一
四一

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺ク
田ク
宏
弥
ト
プリン
ト